

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 9 3 号
件 名	生活保護基準額の引き下げに係る影響緩和への取り組みについて
要 旨	<p>昨年 12 月、厚生労働省では、前回の生活保護基準の段階的引き下げに続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。</p> <p>生活保護基準額の引き下げが行われると、生活保護利用者の生活水準が著しく低下するのではないかと、ひいては生活保護利用者の自立を支えている教育、労働、福祉、介護、医療が、経済的事情から利用しにくくなるのではないかなど、重大な影響が懸念されます。</p> <p>つきましては、日ごろの市政において市民からの声をしっかりと受けとめていただき、日本国憲法第 25 条の理念が空洞化することのないよう、以下の項目について陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護利用者の生活状況の変化を、正確に把握するような策を講じること。 2 市内行政機関の相談窓口において、審査なしに生活保護申請の受理を拒否するような、いわゆる水際作戦など、生活保護の適正な利用を妨げる対応が行われないように、議会として必要な役割を果たすこと。 <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項 } 市民厚生常任委員会 } 平成 30 年 6 月 22 日 第 4 項</p>
受 理	平成 30 年 6 月 14 日 第 1 4 3 号

- | | |
|--|--|
| | <p>3 新潟市の窓口に届けられた市民からの声や，新潟市政における取り組みを通して，今回の生活保護基準額の引き下げ措置がもたらした市民生活への影響については，国へ率直に報告すること。</p> <p>4 生活保護世帯の生活が健康で文化的な水準を下回ることはないよう，生活実態を十分に把握した生活保護基準を設定することについて，国に対して要望すること。</p> |
|--|--|